別表六の一一一(十五)の表中「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十五)付表「1」の合計）／比較雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十五)付表「18」の合計）」を「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計）／比較雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「18」の合計）」に、「控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十五)付表「4」の合計）／個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十六)「32」の合計）」を「控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「4」の合計）／個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)「32」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉓」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑳」）」に改め、同表の記載要領第１号中「。以下この号において「令和２年改正法」という。」を「（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」及び「（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において令和２年旧措置法第68条の15の６第２項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同表を別表六の一一一(十一)とする。

別表六の一一一(十五)付表の表中「差引控除対象雇用者給与等支給増加額 ⑷－（別表六の二(二十六)「32」）（マイナスの場合は０）」を「差引控除対象雇用者給与等支給増加額 ⑷－（別表六の二(二十三)「32」）（マイナスの場合は０）」に、「当期控除額の個別帰属額（別表六の二(二十五)「19」）×(5)/(6)」を「当期控除額の個別帰属額（別表六の二(二十二)「19」）×(5)/(6)」に改め、同表の記載要領第１号中「。以下この号において「令和２年改正法」という。」を削り、「以下この記載要領」を「次号及び第３号」に改め、「（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において令和２年旧措置法第68条の15の６第２項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同表を別表六の一一一(十一)付表とする。

別表六の一一一(十六)の表中「各連結法人の調整雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十四)付表「２」の合計）」を「各連結法人の調整雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十一)付表「２」の合計）」に、「個別給与控除額（別表六の二(二十四)付表「５」と⑮のうち少ない金額）」を「個別給与控除額（別表六の二(二十一)付表「５」と⑮のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）」に、「各連結法人の調整雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十五)付表「12」の合計）」を「各連結法人の調整雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「12」の合計）」に、「個別給与控除額（別表六の二(二十五)付表「４」と㉛のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）」を「個別給与控除額（別表六の二(二十二)付表「４」と㉛のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）」に改め、同表の記載要領第１号中「（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において令和２年旧措置法第68条の15の６第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同表を別表六の一一一(十一)とし、同表の次に次の１表を加える。